

至誠知財NEWS

至誠国際特許事務所
平成26年度新年号

〒111-0042 東京都台東区寿 1-11-6 SMK BLDG. 702
TEL: 03-5830-7210 FAX: 03-3847-1508
E-mail: info@kimura-ip.net URL: <http://www.kimura-intl-ip.net/>



旧年中は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
本年もスタッフ一同頑張ってみります。
本年も尚一層のお引き立てとご愛顧の程お願い申し上げます。

至誠国際特許事務所 一同

新年のご挨拶

所長・弁理士 木村 高明

CONTENTS

- 1 新年のご挨拶
- 2 11月29日事務所セミナーのご報告
- 3 商標 拒絶がでもあきらめない その2
- 4 木村のお勧めの本
- 5 木村のお勧めの店

平成24年11月に事務所を移転し、名称を「杉山・木村国際特許事務所」から「至誠国際特許事務所」に変更して1年が経ちました。私が独立して特許業務を始めてからちょうど10年目の移転、名称変更でありました。

私自身は弁理士として約30年間業務させていただいておりますが、その内訳は、約10年間は大企業のお客様とのお付き合い、約10年間は外国の企業、弁理士、弁護士の方々とのお付き合い、そしてこの10年間は中小企業のお客様とのお付き合いをさせていただいており、現在は「中小企業支援」を旗印として業務しております。

私は弁理士の業務を考えた場合、大企業のお客様とのお付き合いよりも中小企業、個人のお客様のお付き合いの方がはるかに難しいと思います。私の場合には独立するまでの20年間があったが故に、独立後の10年間の「中小企業支援」が可能になったと考えております。

中小企業支援に特化した理由は、故杉山泰三弁理士の業務を引き継いだ経緯から多数の中小企業顧客が身近におられたこと、「中小企業支援」に社会的意義があったことも理由の一つですが、それよりも何よりも、仕事でお会いする中小企業の経営者の方々の人間的な魅力によるところが最も大きいと思います。このような点は大企業のお客様とのお付き合いでは得られなかったものです。皆様それぞれに個性的で、魅力的で、経営者としてのご苦勞をされており、私も何とかお力になりたいと率直に思ってお仕事をさせていただいてきております。そして、そのような依頼人の方々と事件の成功の後に酒席をご一緒できることは望外の喜びです。

至誠国際特許事務所の「至誠」は、「至誠天に通ず」、「至誠百計にしかず」等の中国の故事からきており、私の最も好きな言葉であります。「誠」とは「言」が「成る」と書き、「言行一致」を意味し、江戸時代の武士の「武士に二言はない」に通ずることになります。従って、儒教道德の「仁義礼智信」の「五常の徳」と共に、昔の武士道においては「誠を尽くす」ことは非常に重要視されております。私も江戸時代の大先輩に負けないように、お客様のために「誠」を尽くすべく、これからも精進させていただく所存です。

旧年中は大変お世話になりました。本年もどうぞ宜しくお願い致します。



11月29日事務所セミナーのご報告

外国業務統括 木村 いずみ

平成25年11月29日に開催されました弊社セミナーのご報告をさせていただきます。

今回はスペシャル講師として、株式会社和徳の代表取締役の門野泰之氏をお招きし、弊所の所長の木村とのパネルディスカッション形式で講義を行いました。今回の講義のテーマは「経産省による中小企業支援政策の最新動向と中小企業がとるべき対応策」。門野氏の熱意溢れるトークに参加者の皆様も講義中しきりにうなずいていらっしゃいました。最後は参加者様に意見を述べていただき、和気あいあいとした雰囲気のなか講義は終了しました。

講義後は一年間の感謝の気持ちを込め、忘年会兼異業種交流会を行いました。恒例の参加者の皆様による会社紹介も行われ、さまざまな業種の参加者様が交流を楽しまれました。

ご参加頂きました皆様、年末のお忙しい時期にご参加下さり誠にありがとうございました。来年もセミナーや異業種交流会を定期的に行いますので、是非ご参加下さいますよう宜しくお願い致します。



商標 拒絶がでもあきらめない その2

商標担当 中台 純子

以前より、商標の審査は審査官1人で行うため、とても画一的で、拒絶理由が発送された場合なかなか審査官は首を縦に振りません。しかしながら、拒絶査定が発送されてしまった場合であっても、その次の段階の「審判請求」にて、再度意見の主張や審判官面談を行うことが、登録になる有効な手段である旨のお話をさせていただきました。

今回は、その例として、拒絶理由が発送され、拒絶査定となったものの審判まであきらめずに登録に向け進まれた、当所のお客様の登録例をご紹介します。

●○商 標:「スクラッチタフレザー」○●(引っかけ傷がつきにくい加工を施した革という商品名)

指定商品:第18類 皮革

経 緯 :出願→拒絶理由通知書→意見書→拒絶査定→審判請求→審判官面談→審決登録
登録まで1年9ヶ月

拒絶理由:「引っかけ傷をつけた強い革」の意味である旨すぐに理解できる為、指定商品「皮革」の品質を表示しているにすぎない。→意見書にて反論したが、拒絶された。

審判請求:より詳細に「スクラッチタフレザー」(引っかけ傷がつきにくい加工を施した革)の説明と、「スクラッチタフレザー」は自社以外使用している事実はない、完全一致する語は存在しない旨を再度主張。

審判官面談:上記主張に基づき、商品の具体的説明と使用例について実際の商品を持ち込み、説明を行った→審判官の意見、審理の現状などを垣間見ることができた。

審決 登録:出願人の意見、主張が認められ無事に登録!!!

以上のように、審判官面談で切々と商品についてプレゼンテーションし、書面でのやり取りだけでなく、直接審判官と面談して書面には表しにくい商品の具体的事情等を直接に伝えられたことが本件商標を登録へ導いたポイントであったと思われます。

皆様も、大事な商標を出願し、拒絶理由通知、さらに拒絶査定が発送された場合であっても、「もうダメかな」とあきらめずに審判まで粘って頑張れば、必ず相応の結果が出てきます。ぜひともご相談ください。

木村のお勧めの本 南場 智子著「不恰好経営―チームDeNAの挑戦」 (日本経済新聞出版社)

所長・弁理士 木村 高明

この本は、DeNAの創業者である南場智子さんが書かれた本ですが、「マッキンゼーで優秀だった私が自分の会社の経営をこんなに苦勞するとは」というような副題がついております。著者は女性創業者であり、頭の回転の良さを感じさせる軽妙な語り口調で、創業当時の深刻かつドタバタな状況を、全く悲壯感を漂わせることなく淡々と描いております。

ここにこの女性創業者の非凡さが良く出ております。

私自身の特許事務所を経営が修行不足でなかなかうまくいかない現実と対比させつつ実に楽しんで拝読し、多くの示唆を得ました。経営者である方も、そうでない方も一読をお勧めします。



木村のお勧めの店 La Manie BEANS (台東区雷門)

所長・弁理士 木村 高明

豆の大好きなシェフのお店で、家内と共に金曜日の夜に訪問することが多いお店です。フランスの家庭料理を出す小さなフレンチレストランですが、シェフのこだわりで、どのプレートにも豆類が沢山入った野菜が豊富に載っています。そのドレッシングも美味で、当然にメイン料理も美味です。ソムリエの奥様のお勧めのワインと合わせて、フレンチさを感じさせない稀有なフレンチレストランです。

